福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年六月九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第四十九号

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律

福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「特定復興再生拠点区域復興再生計画及びこれ」を「特定復興再生拠点区域復興再生計画及び特定帰還居住区域復興再生計画並びにこれら」に、「特定復興再生拠点区域復興再生計画（」を「特定復興再生拠点区域復興再生計画及び特定帰還居住区域復興再生計画（」に、「第十七条の六」を「第十七条の十二」に、「第十七条の七―第十七条の十七」を「第十七条の十三―第十七条の二十三」に、「第十七条の十八―第十七条の三十三」を「第十七条の二十四―第十七条の三十九」に改める。

第五条第二項第四号中「同じ。）」の下に「及び特定帰還居住区域（第十七条の九第一項に規定する特定帰還居住区域をいう。第七条第二項第四号において同じ。）」を加え、同項第五号中「認定」の下に「及び第十七条の九第一項に規定する特定帰還居住区域復興再生計画の同条第六項の認定」を加える。

第七条第二項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　特定帰還居住区域の復興及び再生の推進のために実施すべき施策に関する事項

第七条第四項第一号中「第十七条の十八第一項」を「第十七条の二十四第一項」に改め、同号ニ中「第十七条の十九第二項第一号ホ」を「第十七条の二十五第二項第一号ホ」に改め、同項第二号中「第十七条の十八第二項」を「第十七条の二十四第二項」に、「第十七条の三十三第一項」を「第十七条の三十九第一項」に改め、同条第五項中「第二項第六号」を「第二項第七号」に改め、同条第六項中「第二項第六号」を「第二項第七号」に改め、同条第九項第一号中「第二項第五号」を「第二項第六号」に改め、同項第二号中「第二項第六号」を「第二項第七号」に改め、同条第十項第一号中「第二項第五号」を「第二項第六号」に改め、同項第二号中「第二項第六号」を「第二項第七号」に改める。

第九条第一項中「第十七条の八第一項」を「第十七条の十四第一項」に改める。

第十条第一項中「第十七条の九第一項」を「第十七条の十五第一項」に改める。

第十一条第一項中「第十七条の十第一項」を「第十七条の十六第一項」に改める。

第十二条第一項中「第十七条の十一第一項」を「第十七条の十七第一項」に改める。

第十三条第一項中「第十七条の十二第一項」を「第十七条の十八第一項」に改める。

第十四条第一項中「第十七条の十三第一項」を「第十七条の十九第一項」に改める。

第十五条第一項中「第十七条の十四第一項」を「第十七条の二十第一項」に改める。

第十六条第一項中「第十七条の十五第一項」を「第十七条の二十一第一項」に改める。

第十七条第一項中「第十七条の十六第一項」を「第十七条の二十二第一項」に改める。

第三章第二節の節名及び同節第一款の款名を次のように改める。

第二節　特定復興再生拠点区域復興再生計画及び特定帰還居住区域復興再生計画並びにこれらに基づく措置

第一款　特定復興再生拠点区域復興再生計画及び特定帰還居住区域復興再生計画

第十七条の二第一項中「この項において」を「この項及び第十七条の九第一項において」に、「この項及び」を「この項、第十七条の九第一項及び」に改め、「及び第十七条の四第二項」を削り、同条第二項第八号中「第十七条の十七において同じ。）及び」を「第十七条の二十三において同じ。）及び」に、「第十七条の十七において同じ。）に」を「同号及び第十七条の二十三において同じ。）に」に改め、同条第七項中「いう」の下に「。以下同じ」を加える。

第十七条の三を次のように改める。

（認定に関する処理期間）

第十七条の三　内閣総理大臣は、前条第一項の規定による申請を受理した日から三月以内において速やかに、同条第六項の認定に関する処分を行わなければならない。

2　関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に前条第六項の認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、同条第七項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。

第十七条の三十三第四項中「第十七条の三十三第一項」を「第十七条の三十九第一項」に改め、第三章第三節中同条を第十七条の三十九とする。

第十七条の三十二中「第十七条の二十」を「第十七条の二十六」に、「第十七条の十九第二項第一号へ」を「第十七条の二十五第二項第一号へ」に、「第十七条の十九第三項第三号」を「第十七条の二十五第三項第三号」に改め、同条を第十七条の三十八とする。

第十七条の三十一第二項中「第十七条の十九第三項第四号」を「第十七条の二十五第三項第四号」に改め、同条を第十七条の三十七とする。

第十七条の三十の前の見出しを削り、同条中「第十七条の二十」を「第十七条の二十六」に、「第十七条の三十一第一項」を「第十七条の三十七第一項」に、「第十七条の三十の」を「第十七条の三十六の」に改め、同条を第十七条の三十六とし、同条の前に見出しとして「（農地中間管理事業の推進に関する法律の特例）」を付する。

第十七条の二十九中「第十七条の二十七」を「第十七条の三十三」に改め、同条を第十七条の三十五とし、第十七条の二十八を第十七条の三十四とし、第十七条の二十七を第十七条の三十三とする。

第十七条の二十六中「第十七条の二十八」を「第十七条の三十四」に、「第十七条の十九第二項第一号ロ」を「第十七条の二十五第二項第一号ロ」に改め、同条を第十七条の三十二とする。

第十七条の二十五中「第十七条の二十」を「第十七条の二十六」に改め、同条を第十七条の三十一とする。

第十七条の二十四第一項中「第十七条の二十」を「第十七条の二十六」に改め、同条第二項中「第十七条の二十」を「第十七条の二十六」に、「第十七条の三十」を「第十七条の三十六」に改め、同条第三項及び第四項中「第十七条の二十」を「第十七条の二十六」に改め、同条を第十七条の三十とする。

第十七条の二十三中「第十七条の二十」を「第十七条の二十六」に改め、同条を第十七条の二十九とする。

第十七条の二十二第二項中「第十七条の十九第一項」を「第十七条の二十五第一項」に改め、同条を第十七条の二十八とし、第十七条の二十一を第十七条の二十七とし、第十七条の二十を第十七条の二十六とする。

第十七条の十九第二項中「それぞれ」を削り、同項第一号イ及び同条第三項第五号中「第十七条の三十一第一項」を「第十七条の三十七第一項」に改め、同項第十号中「第十七条の二十五第一項」を「第十七条の三十一第一項」に改め、同条を第十七条の二十五とし、第十七条の十八を第十七条の二十四とする。

第十七条の十七第一項中「認定特定復興再生拠点区域（」を「認定特定復興再生拠点区域等（」に、「以下この条」を「次項」に改め、「同じ。）」の下に「又は認定特定帰還居住区域復興再生計画（第十七条の九第二項第七号に掲げる事項に係る部分に限る。次項において同じ。）」を加え、同条第二項中「に従って行う土壌等の除染等の措置について」を「又は認定特定帰還居住区域復興再生計画（以下この条において「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等」という。）に従って行う土壌等の除染等の措置について」に、「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に従って行う土壌等の除染等の措置及び」を「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等に従って行う土壌等の除染等の措置及び」に、「第十七条の十七第一項」を「第十七条の二十三第一項」に、「認定特定復興再生拠点区域（同法第十七条